

令和 2 年 1 0 月 2 2 日

令和 2 年度第 7 回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和２年度第７回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第１号 「学校における携帯電話の取扱いについての指導指針」の策定について
- 第２号 松本市博物館協議会委員の委嘱について

[報告]

- 第１号 令和２年松本市議会９月定例会の結果について
- 第２号 市営バス四賀線における遠距離通学扶助費の支払額の誤りについて
- 第３号 市立中学校教諭の失職について
- 第４号 松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員の委嘱について

[周知事項]

- １ 宇宙関連事業 講演会の開催について
- ２ 中央図書館所蔵「ユタ日報」のインターネット公開について
- ３ 松本市立博物館分館の企画展の開催について
- ４ 第３７回松本市青少年健全育成市民大会・「松本子どもの権利の日」市民フォーラムの開催について

[その他]

教育委員会資料
2. 1 0. 2 2
学校指導課

「学校における携帯電話の取扱いについての指導方針」の策定について

1 趣旨

令和2年7月に文部科学省から通達のあった「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」を受け、今後、生徒への携帯電話の普及が進んでいくとともに、災害時や児童生徒が犯罪に巻き込まれた時などに、携帯電話を緊急時の連絡手段として活用することへの要望に対応していくため、学校における携帯電話の取扱いについての指導方針を策定することについて協議するものです。

2 策定内容

「学校における携帯電話の取扱いについての指導方針（案）」・・・・・・・・資料1

3 学校における携帯電話の取扱いについての対応

- (1) 小学校：原則禁止。携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合、その他やむを得ない事情の場合、例外的に個別に許可
- (2) 中学校：原則禁止。携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合、その他やむを得ない事情の場合、例外的に個別に許可。また、必要な環境の整備や措置が講じられている場合に限って、学校として許可

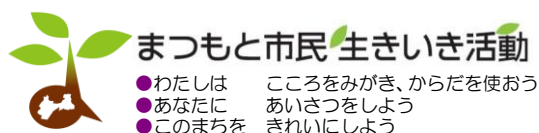
4 参考資料

「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）令和2年7月31日」・・・資料2

5 施行期日

令和2年11月1日

担当	学校指導課
課長	高野 毅
電話	33-4397



松本市教育委員会

学校における携帯電話の取扱いについての指導方針（案）

文部科学省では「学校及び教育委員会においては、学校における携帯電話の取扱いに関して、各学校や地域の実態を踏まえた上で、次に示す指針に沿って、基本的な指導方針を定め、児童生徒及び保護者に周知するとともに、児童生徒へ指導を行っていくこと。」としている。（「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」令和2年7月31日）

また、「教育委員会においては、各学校における携帯電話の取扱いが適切になされるよう、（中略）基本的指導方針を定めて学校に対して示すなどして、所管の学校に対する指導を徹底すること。」（同「別記」）を受け、松本市では指導方針を設けるものとする。

文部科学省の方針を踏まえ、当市における取扱いは、次のとおりとする。

1 学校における携帯電話の取扱いについて

学校においては、各学校や地域の実態を踏まえた上で、次に示す指針に沿って、学校における携帯電話の取扱いに関して基本的な指導方針を定め、児童生徒及び保護者に周知するとともに、児童生徒へ指導を行っていくこと。

指導方針の作成及び実施に当たっては、あらかじめ児童生徒や保護者等に対し、指導方針と併せて携帯電話の学校への持込みの問題点について周知を行うなど、学校の取組に対する理解を得つつ、協力体制を構築すること。

（1） 小学校

ア 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小学校においては、学校への児童の携帯電話の持込みについては、原則禁止とする。

イ 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情（例えば、登下校時の児童の安全確保や遠距離通学、公共交通機関を利用した通学のためなど）も想定されることから、そのような場合には、保護者から学

校長に対し、児童による携帯電話（例えば、子供向け携帯電話やフィルタリングによる機能の制限を設けた携帯電話など）の学校への持込みの許可を申請させるなどして、例外的に持込みを認める。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。また、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされ、携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が家庭において適切に行われることを条件として含むこと。

（２） 中学校

ア 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、中学校においては、学校への生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とする。なお、その際、上記の（１）小学校のイに示したように、個別の状況に応じて、例外的に持込みを認める。あるいは、学校として持込みを認める場合には、下記（２）のイに示すように一定の条件のもとで持込みを認める。

イ 学校として持込みを認める場合には、一定の条件として、学校と生徒・保護者との間で以下の事項について合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられている場合に限って、持込みを認める。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。また、登下校時においても、マナー違反の増加等のトラブルが生じないように、家庭や地域と連携しつつ、配慮すること。

（ア）生徒が自ら律することができるようなルールを、学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること

（イ）学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること

（ウ）フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されていること

（エ）携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われること

２ 学校における情報モラル教育の取組について

携帯電話・スマートフォンや SNS が児童生徒にも急速に普及する中で、児童生徒が、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつとともに、犯罪被害を含む危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするなど、学校における情

報モラル教育は極めて重要である。そのため、学習指導要領に基づき、文部科学省や各種団体が作成している教材を利用するなど、より一層情報モラル教育の充実に取り組むこと。

3 「ネット上のいじめ」等に関する取組の徹底について

各学校においては、「松本市いじめ防止等のための基本的な方針」（松本市：令和元年 9 月）、「いじめ防止対策推進法」（文部科学省：平成 25 年法律第 71 号）及び「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定 最終改訂平成 29 年 3 月 14 日）等を踏まえ、「ネット上のいじめ」を含むいじめ等に対する取組の更なる徹底を進めていくこと。

4 家庭や地域に対する働きかけについて

「ネット上のいじめ」等は学校外でも行われており、学校だけでなく、家庭や地域における取組も重要である。携帯電話を児童生徒に持たせるかどうかについては、まずは保護者がその利便性や危険性について十分に理解した上で、各家庭においては必要性を判断するとともに、携帯電話を持たせる場合には、家庭で携帯電話利用に関するルールづくりを行うなど、児童生徒の利用状況を把握し、学校・家庭・地域が連携し、身近な大人が児童生徒を見守る体制づくりを行う必要があること。

学校は、児童生徒を「ネット上のいじめ」や犯罪被害から守るために、引き続き、保護者をはじめとする関係者に対し、効果的な説明の機会をとらえて携帯電話等を通じた有害情報の危険性や対応策についての啓発活動を積極的に行い、家庭における携帯電話利用に関するルールづくりやフィルタリングの利用促進に努めること。

学校における携帯電話の取扱い等について（通知）

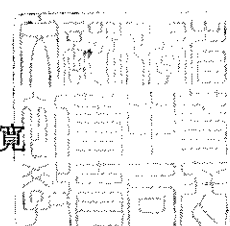
学校における携帯電話の取扱い等について、今般の「学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議」における審議の結果を踏まえ、学校及び教育委員会の取組の基本とすべき事項をお示ししていますので、関係各位におかれては御一読をお願いします。

2 文科初第 6 7 0 号
令和 2 年 7 月 3 1 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市長
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
附属学校を置く各公立大学法人学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 1 2 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

瀧 本 寛



（印影印刷）

学校における携帯電話の取扱い等について（通知）

児童生徒の学校における携帯電話の取扱いに関する方針等については、「児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底について（通知）」（平成 2 0 年 7 月 2 5 日付け 2 0 文科初第 4 9 号初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）及び「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」（平成 2 1 年 1 月 3 0 日付け 2 0 文科初第 1 1 5 6 号初等中等教育局長通知）により既に通知したところですが、今般の「学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議」における審議の結果（別添 2 参照）を踏まえて、学校及び教育委員会の取組の基本とすべき事項を示しましたので、貴職におかれては、下記の事項に十分ご留意の上、関係部署、関係機

関と連携しつつ、学校における携帯電話の取扱い、情報モラル教育の充実等について、これまでの施策や方針の検証・見直しを行うなど、各地域の実情に応じて更なる取組の充実を図るようお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県・指定都市にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

記

1 学校における携帯電話の取扱いについて

学校及び教育委員会においては、学校における携帯電話の取扱いに関して、各学校や地域の実態を踏まえた上で、次に示す指針に沿って、基本的な指導方針を定め、児童生徒及び保護者に周知するとともに、児童生徒へ指導を行っていくこと。

指導方針の作成及び実施に当たっては、あらかじめ児童生徒や保護者等に対し、指導方針と併せて携帯電話の学校への持込みの問題点について周知を行うなど、学校の取組に対する理解を得つつ、協力体制を構築すること。

(1) 小学校

- ① 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小学校においては、学校への児童の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。
- ② 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情（例えば、登下校時の児童の安全確保や遠距離通学、公共交通機関を利用した通学のためなど）も想定されることから、そのような場合には、保護者から学校長に対し、児童による携帯電話（例えば、子供向け携帯電話やフィルタリングによる機能の制限を設けた携帯電話など）の学校への持込みの許可を申請させるなど、例外的に持込みを認めることも考えられること。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

(2) 中学校

- ① 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、中学校においては、学校への生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。なお、その際、上記(1)小学校の②に示したように、個別の状況に応じて、例外的に持込みを認めることも考えられること。あるいは、学校又は教育委員会として持込みを認める場合には、下記(2)の②に示すように、一定の条件のもとで持込みを認めるべきであること。
- ② 学校又は教育委員会として持込みを認める場合には、一定の条件として、学校と生徒・保護者との間で以下の事項について合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられている場合に限って、持込みを認めるべきであること。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。また、登下校時においても、マナー違反の増加等のトラブルが生じないよう、家庭や地域と連携しつつ、配慮すること。
 - (1) 生徒が自らを律することができるようなルールを、学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること
 - (2) 学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること
 - (3) フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されていること
 - (4) 携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていること

(3) 高等学校

- ① 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、授業中の生徒による携帯電話の使用を禁止したり、学校内での生徒による携帯電話の使用を一律に禁止したりするなど、学校及び地域の実態を踏まえ、学校での教育活動に支障が生じないよう校内における生徒の携帯電話の使用を制限すべきであること。
- ② 学校が学校及び地域の実態を踏まえて生徒による携帯電話の学校への持込みを禁止することも考えられること。

(4) 特別支援学校

学校への児童生徒の携帯電話の持込みについては、各学校及び教育委員会において、学校及び地域の実態を踏まえて判断すること。その際、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

(5) 教育委員会

教育委員会においては、各学校における携帯電話の取扱いが適切になされるよう、上記(1)から(4)までに関する基本的指導方針を定めて学校に対して示すなどして、所管の学校に対する指導を徹底すること。

2 学校における情報モラル教育の取組について

携帯電話・スマートフォンやSNSが児童生徒にも急速に普及する中で、児童生徒が、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつとともに、犯罪被害を含む危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするなど、学校における情報モラル教育は極めて重要である。そのため、学習指導要領に基づき、文部科学省や各種団体が作成している教材等を利用するなど、より一層情報モラル教育の充実に取り組むこと。

3 「ネット上のいじめ」等に関する取組の徹底について

各学校及び教育委員会においては、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)及び「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定 最終改定平成29年3月14日)等を踏まえ、「ネット上のいじめ」を含むいじめ等に対する取組の更なる徹底を進めていくこと。

4 家庭や地域に対する働きかけについて

「ネット上のいじめ」等は学校外でも行われており、学校だけでなく、家庭や地域における取組も重要である。携帯電話を児童生徒に持たせるかどうかについては、まずは保護者がその利便性や危険性について十分に理解した上で、各家庭において必要性を判断するとともに、携帯電話を持たせる場合には、家庭で携帯電話利用に関するルールづくりを行うなど、児童生徒の利用の状況を把握し、学校・家庭・地域が連携し、身近な大人が児童生徒を見守る体制づくりを行う必要があること。

学校及び教育委員会等は、児童生徒を「ネット上のいじめ」や犯罪被害から守るために、引き続き、保護者を始めとする関係者に対し、効果的な説明の機会を捉えて携帯電話等を通じた有害情報の危険性や対応策についての啓発活動を積極的に行い、家庭における携帯電話利用に関するルールづくりやフィルタリングの利用促進に努めること。

○別添１：学校における携帯電話の取扱い等の見直しについて（令和２年７月）
（概要）

○別添２：文部科学省「学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議」審議
のまとめ

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導企画係

電 話：０３－５２５３－４１１１（内線：３２９８）

FAX：０３－６７３４－３７３５

E-mail：s-sidou@mext.go.jp

教育委員会資料
2. 10. 22
博物館

議案第 2 号

松本市博物館協議会委員の委嘱について

1 趣旨

松本市博物館協議会委員の任期が満了となるため、松本市立博物館条例第11条の規定に基づき、新たに委員を委嘱することについて協議するものです。

2 選考方法

- (1) 文化財の保存活用の推進を図るため、文化財審議委員会から選考
- (2) 博物館関係者、学芸員養成課程を有する大学の教授を選考
- (3) 公募委員として1名を選考（9月25日から30日まで募集）
- (4) 観光面からの博物館活用を研究するため、観光関係者から選考

3 委嘱予定者

別紙委員名簿のとおり

4 任期

令和2年11月1日から令和4年10月31日まで（2年間）

5 根拠法令

- (1) 博物館法（抜粋）
（博物館協議会）

第二十条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十一条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

（平二〇法五九・平二三法一〇五・一部改正）

第二十二条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（昭三一法一六三・昭三四法一五八・平一一法八七・平二三法一〇五・一部改正）

- (2) 松本市立博物館条例（抜粋）

第11条 法第22条に基づき、市立博物館に松本市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者

- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (4) 有識者
 - (5) 公募による市民
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

担当	博物館
館長	木下 守
電話	3 2 - 0 1 3 3



学都松本へ
松本は屋根のない博物館！松本の歩みと文化を知る。
松本の今にふれ、未来を思う。
——まるごと松本を知る旅のスタート地点です。



「学都松本」

松本市博物館協議会委員名簿(案)

No.	氏 名	性別	所属団体・役職等	区 分	通算回数
1	とくたけ 徳 武 よしかず 由 和	男	松本市立四賀小学校長	学校教育関係者	再任 (2)
2	かわふね 川 船 よしつぐ 義 嗣	男	松本まるごと博物館友の会 会長	社会教育関係者	新任 (1)
3	ももせ 百 瀬 ひであき 英 昭	男	市民学芸員の会 会長	社会教育関係者	再任 (2)
4	むらい 村 井 ひろこ 博 子	女	特定非営利活動法人 中信多文化共生ネットワーク	家庭教育の向上に 資する活動を行う者	再任 (2)
5	ささもと 笹 本 しょうじ 正 治	男	長野県立歴史館 館長	有識者	再任 (5)
6	やまね 山 根 ひろふみ 宏 文	男	松本大学 総合経営学部 観光ホスピタリティ学科 教授	有識者	再任 (2)
7	よねやま 米 山 ふみか 文 香	女	松本市文化財審議委員会委員	有識者	再任 (2)
8	やまもと 山 本 ひろき 宏 紀	男		公募による市民	新任 (1)
9	こばやし 小 林 まふみ 磨 史	男	松本ホテル旅館協同組合理事長 ホテルニューステーション代表取締役	教育委員会が必要と認める者 (観光関係者)	新任 (1)

※ 任期は令和2年11月1日から令和4年10月31日まで

※ 区分欄には、松本市立博物館条例第11条第3項による区分を示す

※ 通算回数内の()内は通算回数を示す

報告第 1 号

令和2年松本市議会9月定例会の結果について

1 趣旨

松本市議会9月定例会の結果について報告するものです。

2 会期等について

9月7日（月）から28日（金）まで 22日間

一般質問 9月14日（月）から16日（水）まで3日間

教育民生委員会 9月17日（木）

3 議案等の審査結果について

(1) 教育民生委員会

ア 議案

(ア) 議案第8号 令和2年度松本市一般会計補正予算（第7号）中教育委員会関係

【主な内容】

（歳 入）

・美術館施設使用料更正減	△ 4,510 千円
・美術館観覧料更正減	△40,180 千円
・博物館観覧料更正減	△102,630 千円
・国宝重要文化財等防災施設整備費補助金	5,920 千円
・マスク等購入補助金	3,060 千円
・感染症対策等補助金	36,000 千円
・文化財保護事業費補助金追加	350 千円
・博物館物品売払収入更正減	△21,010 千円
・梓川生涯学習事業基金繰入金追加	45,480 千円

（歳 出）

・一般管理費（小学校費、中学校費）追加	24,420 千円
・遠距離児童通学費（小学校費）追加	330 千円
・学校行事運営費（小学校費、中学校費）更正減	△10,040 千円
・補助金（小学校費、中学校費）更正減	△ 5,030 千円
・公民館管理運営費追加	61,600 千円
・博物館管理運営費更正減	△14,340 千円
・旧開智学校校舎保存活用事業費追加	11,850 千円
・単独南・西外堀復元事業費追加	1,770 千円
・繰出金	196,690 千円
・美術館事業費更正減	△35,380 千円
・アカデミア館管理運営費追加	45,480 千円
・児童生徒保健管理費追加	4,760 千円
・学校給食センター管理運営費追加	3,700 千円

（債務負担行為）追加

・英語指導助手配置事業（ALT 配置事業委託）R2～5	224,230 千円
-----------------------------	------------

- ・地区公民館整備事業（工事監理委託料）R2～3 9,730 千円
- ・地区公民館整備事業（工事請負費）R2～3 460,350 千円
- ・美術館大規模改修事業（工事監理委託料）R2～3 18,480 千円
- ・美術館大規模改修事業（工事請負費）R2～3 1,931,160 千円

(イ) 議案第10号 令和2年度松本市松本城特別会計補正予算(第2号)

【主な内容】

(歳入)

- ・松本城観覧料更正減 △247,330 千円
- ・駐車場使用料更正減 △30,220 千円
- ・売店商品売上収入更正減 △114,250 千円
- ・一般会計繰入金追加 196,690 千円
- ・松本城施設整備基金繰入金追加 1,770 千円
- ・前年度繰越金 65,650 千円

(歳出)

- ・事務管理費追加 1,130 千円
- ・施設整備事業費追加 32,830 千円
- ・松本城世界遺産推進事業費更正減 △3,180 千円
- ・南・西外堀復元事業費追加 1,770 千円
- ・売店管理運営費更正減 △66,600 千円
- ・各種行事運営費更正減 △12,250 千円
- ・予備費更正減 △81,390 千円

イ 委員からの主な意見等

里山辺公民館の建設にあたり、市長が考える分散型の市役所のあり方との関係を含め、十分な調整が必要ではないかとの意見に対し、里山辺公民館には、新しい働き方に対応できるフレキシブルさを持たせ、将来的にデジタル化などが進められることになったときには、他の公民館や地域づくりセンターのリーディングケースとなるよう、庁内調整をしながら建設計画を進めたい旨の答弁をしました。

ウ 集約結果：議案2件について、原案どおり可決されました。

エ 請願

(ア) 案件

請願第5号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書

請願第6号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書

(イ) 集約結果：請願案件2件ともに全会一致で採択され、関係機関へ意見書が提出されました。

(2) 教育民生委員協議会

ア 報告事項

(ア) 第3次松本市教育振興基本計画の策定について

(イ) 松本市立博物館の観覧業務終了について

イ 集約結果：報告案件2件ともに承認と集約されました。

担当	教育政策課
課長	小林 伸一
電話	33 - 3980

報告第 2 号

市営バス四賀線における遠距離通学扶助費の支払額の誤りについて

1 趣旨

市営バス四賀線を利用して遠距離通学を行っている小学生の運賃に対する扶助費について、平成26年4月より、バス運行会社からの請求額が誤っていたことに気づかずに支払いを行っていたことについて報告するものです。

2 経過

- H25. 4 四賀小学校開校
四賀小学校へ遠距離通学を行う児童への通学扶助費の支給開始
26. 4 消費税率改定（5%→8%）に伴い、市営バス四賀線の料金を改定
- R 元. 10 消費税率改定（8%→10%）に伴い、市営バス四賀線の料金を改定
2. 8 平成26年度の料金改定後も、バス運行会社が一部区間の料金を変更前の単価で請求し続けていたことが判明

3 内容

- (1) 市は、遠距離通学児童・生徒に対する通学費扶助要綱に基づき、原則通学距離が小学校4km、中学校6kmを超える児童・生徒に通学費の扶助を行っています。
- (2) 四賀小学校の遠距離通学を行う児童に対しても、扶助を行っており、通学に利用されている市営バス四賀線の運賃を、毎月のバス運行会社からの請求に基づき、市から直接バス運行会社に支払いをしています。バス運行会社は運賃を受領した後、改めて市に納入しています。
- (3) 平成26年の消費税率改定に伴い、市営バス四賀線の5km以上10km未満区間の小人料金が150円から160円に改定されましたが、バス運行会社からは150円のまま請求がされ続け、遠距離通学扶助費として、その誤った額を支払い続けていました。
- (4) 今回、請求額の誤りが判明したことから、今年度分の料金は、4月に遡って修正し、改めて正しい額を支払いました。

4 市営バス四賀線料金の推移

() 内は小人料金

区分	H21. 1～	H26. 4～	R元. 10～
5km未満	150円(80円)	150円(80円)	150円(80円)
5km以上10km未満	300円(150円)	310円(<u>160円</u>)	310円(160円)
10km以上	450円(230円)	460円(230円)	470円(240円)

5 年度別内訳

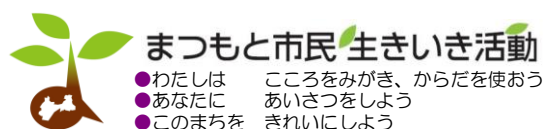
		小学生（四賀小学校）		中学生（会田中学校）	
		〔5km未満〕 80円	〔5km以上10km未満〕 ×150円→○160円	〔5km未満〕 150円	〔5km以上10km未満〕 310円
平成26年度	支払料金	565,200	124,950	465,300	0
	正規料金	565,200	133,280	465,300	0
	差	0	-8,330	0	0
平成27年度	支払料金	600,480	88,950	454,350	21,700
	正規料金	600,480	94,880	454,350	21,700
	差	0	-5,930	0	0
平成28年度	支払料金	656,480	153,000	206,100	0
	正規料金	656,480	163,200	206,100	0
	差	0	-10,200	0	0
平成29年度	支払料金	593,520	193,350	215,700	13,640
	正規料金	593,520	206,240	215,700	13,640
	差	0	-12,890	0	0
平成30年度	支払料金	520,560	219,000	183,300	0
	正規料金	520,560	233,600	183,300	0
	差	0	-14,600	0	0
令和元年度	支払料金	371,200	196,800	259,050	620
	正規料金	371,200	209,920	259,050	620
	差	0	-13,120	0	0
計	支払料金	3,307,440	976,050	1,783,800	35,960
	正規料金	3,307,440	1,041,120	1,783,800	35,960
	差	0	-65,070	0	0

6 市営バス四賀線の運賃納入の流れ 別紙のとおり

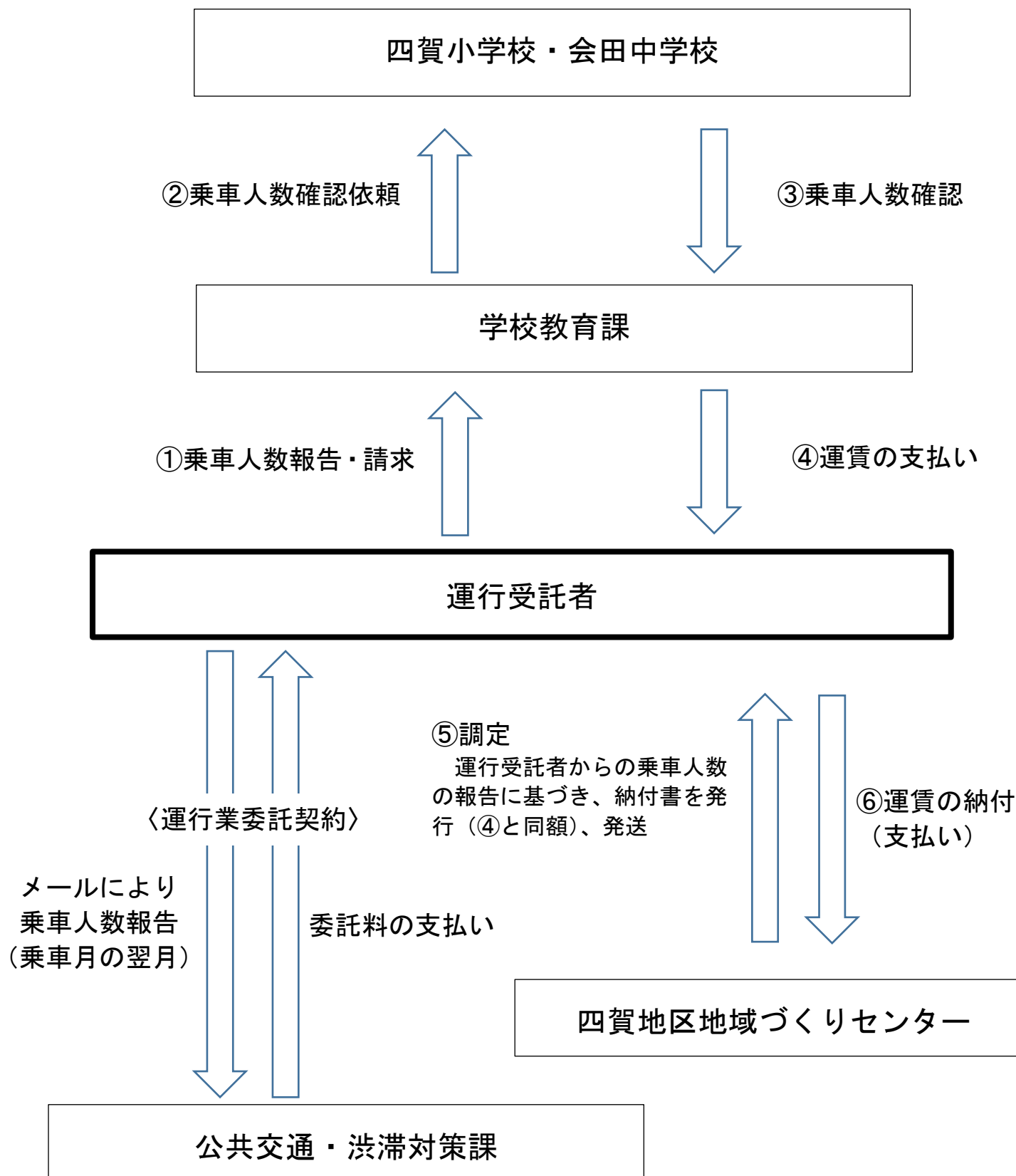
7 今後の対応について

- (1) 改めて支払いの処理にあたっては複数の目でチェックすることを徹底します。
- (2) 料金の改定があった際は、関係する各課が相互に確認し、再発防止に努めます。

担当 学校教育課
課長 上條 公徳
電話 33-9846



市営バス四賀線運賃納入の流れ（スクール分）



報告第 3 号

市立中学校教諭の失職について

1 趣旨

市立中学校教諭が禁固以上の刑に処せられたことにより、令和2年10月1日付けで失職したことについて報告するものです。

2 該当職員

松本市立明善中学校 教諭 小澤 健治（44歳）

3 経過

2. 3. 20 松本市内の交差点において、運転していた車を信号機支柱に衝突させたにもかかわらず、車を放置し立ち去る

2 1 当該教諭逮捕

その際所持していたスマートフォンから、18歳未満の少女の裸の写真が複数見つかり、さらにその後、同少女に対してみだらな行為を行っていたことが判明

4. 10 当該教諭再逮捕

5. 1 「道路交通法違反」「児童買春・ポルノ禁止法違反（製造）」
「児童福祉法違反」の罪により起訴

9. 16 長野地方裁判所松本支部が判決を言渡し

10. 1 控訴期間の徒過により、判決の確定

4 判決主文

被告人を懲役3年に処する。

この裁判が確定した日から4年間その刑の執行を猶予する。

5 失職の事由

地方公務員法第28条第4項の規定に基づき、当該教諭は、刑が確定した令和2年10月1日付けで失職

6 今後の対応

県が進める再発防止研修の検証に協力していきます。

担当 学校指導課
課長 高野 毅
電話 33-4397



まつもと市民生きいき活動

●わたしは こころをみがき、からだを使おう
●あなたに あいさつをしよう
●このまちを きれいにしよう

教育委員会資料
2 . 1 0 . 2 2
文化財課

報告第 4 号

松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員の委嘱について

1 趣旨

松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員の任期満了に伴い、同協議会設置要綱に基づき委員を委嘱することについて報告するものです。

2 委嘱予定者

- (1) 名簿 裏面のとおり
- (2) 委員総数 16名（全員再任）

3 任期

令和2年10月24日から令和4年10月23日まで（2年間）

4 根拠要綱（抜粋）

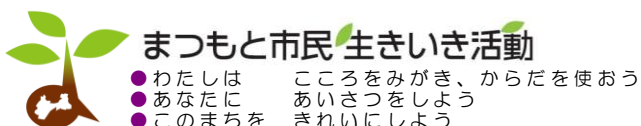
松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会設置要綱
（組織）

第3条 協議会は委員16人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 地域関係者
- (3) 行政関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。

担当	文化財課 西部4地区担当課長 白井 邦彦
電話	94-2301



松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員等名簿

委員任期：令和２年１０月２４日～令和４年１０月２３日まで

番号	区 分		役 職
1	有識者	サ サ キ クニヒロ 佐々木邦博	信州大学農学部 特任教授・名誉教授（景観）
2		スズキ ケイスケ 鈴木 啓助	信州大学理学部 特任教授・名誉教授（水循環）
3		オオクボク ミユコ 大窪久美子	信州大学農学部 教授（植物）
4		カリヤ ヨシヒコ 苅谷 愛彦	専修大学 文学部 環境地理学科 教授（地形・地質）
5		キタハラ ヒカル 北原 曜	信州大学 名誉教授（治山工学）
6		ヨシダ トシオ 吉田 利男	信州大学 名誉教授（動物）
7	地域 関係者	カミ ジョウ トシテル 上條 敏昭	上高地町会長（徳澤園）
8		コ バヤシ セイジ 小林 清二	上高地観光旅館組合長（中の湯温泉旅館）
9		ヤマダ タダシ 山田 直	北アルプス山小屋友交会会長（横尾山荘）
10	行政 関係者 （国）	シ ミズ アキヒコ 志水 章彦	林野庁 中信森林管理署 森林技術指導官
11		ホリウチ シ ホ 堀内 志保	林野庁 中信森林管理署 上高地森林事務所 森林官
12		タニホ カズノリ 谷保 和則	国土交通省 北陸地方整備局 松本砂防事務所 建設専門官
13		オオシマ タツヤ 大嶋 達也	環境省 信越自然環境事務所 中部山岳国立公園上高地管理官事務所 国立公園管理官
14	（県）	ミヤサカ マサユキ 宮坂 正之	長野県 環境部 自然保護課 課長補佐兼自然公園整備係長
15		クロイワ サトシ 黒岩 敏	長野県 松本建設事務所 計画調査課 課長補佐
16		タニ カズタカ 谷 和隆	長野県教育委員会事務局 文化財・生涯学習課指導主事

周知事項 1

宇宙関連事業 講演会の開催について

1 趣旨

小中学生をはじめ、市民が宇宙をより身近に感じ、興味・関心を高めてもらうため、標記講演会を開催することについて周知するものです。

2 開催概要

(1) 講演会

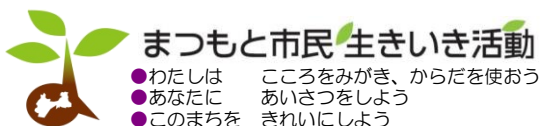
演題

「宇宙人って本当にいるの? ～地球外知的生命探査から考えられる地球の未来～」

- ア 日時 令和2年11月28日(土) 14時00分から15時20分まで
 イ 会場 教育文化センター 視聴覚ホール
 ウ 講師 鳴沢 真也氏(兵庫県立大学 天文科学専門員 理学博士)
 エ 対象 小学校高学年以上
 オ 入場料 無料
 カ 定員 先着120人(事前の申込みが必要)
 キ 申込方法 インターネット、電話、FAXで申込み

3 周知方法

- (1) 広報まつもと、市公式ホームページへの掲載
 (2) 小中学校等へのポスター、チラシ配布
 (3) 報道機関への周知



担当

教育政策課 課長 小林 伸一

電話 33-3980

教育文化センター 所長 加藤 政彦

電話 32-7600

宇宙人って本当にいるの？

～地球外知的生命探査から考えられる地球の未来～

開催日時： [令和2年]

11月28日★

松本市教育文化センター

宇宙関連事業講演会

開場 13:30

講演 14:00～15:20

定員 120名(先着)

会場 松本市教育文化センター
視聴覚ホール 3F



★講師
鳴沢-真也 先生

プロフィール

兵庫県立大学 天文科学専門員 理学博士 1965年長野県生まれ
福島大学卒、同大学院修了。広島大学で博士号取得。
専門：天体物理学およびSETI(地球外知的生命探査)全国同時及び
世界合同地球外知的生命探査委員長、国際天文学連合会員

主な著書：『137億光年のヒトミ』(そうえん社)、『ほくが宇宙人をさがす理由』(旬報社)(第59回読書感想文全国コンクール課題図書)
『宇宙人の探し方 地球外知的生命探査の科学とロマン』(幻冬舎)
『天文学者が、宇宙人を本気で探しています!』(洋泉社)
『へんな星たち』(講談社ブルーバックス)

お問い合わせ／申し込み先

● 申し込み期間：11月1日(日)～11月26日(木)

● 申し込み方法：[インターネット]または

[電話] ☎32-7600まで

(定員に達し次第締め切らせていただきます。)

★インターネットご利用の方は松本市教育文化センター
ホームページ内の専用リンク先からお申込みください。

松本市教育文化センター

〒390-0221 松本市里山辺2930-1

☎32-7600

※休館日は月曜日(祝日の場合は、翌日)

周知事項 2

中央図書館所蔵「ユタ日報」のインターネット公開について

1 趣旨

図書館で所蔵する日本語新聞「ユタ日報」について、スタンフォード大学フーヴァー研究所との提携により、大正3年（1914）から昭和22年（1947）までの原紙のデジタル化及び公開を行いましたので周知するものです。

2 「ユタ日報」について

明治末期に信州からアメリカに移住した寺澤^{うねお}畔^く夫^{にこ}・國子^{くにこ}夫妻がユタ州ソルトレークシティで発刊した日本語新聞。大正3年に創刊され、平成3年（1991）まで大戦中も途切れることなく発刊を続けた歴史的価値の高い貴重な資料です。

平成5年に松本市へ寄贈され、現在まで中央図書館で保管し、マイクロフィルムでの紙面閲覧及び昭和16年から20年までの復刻版書籍の貸出を行っています。

3 提携・資料公開までの経過

- H30. 11月 スタンフォード大学フーヴァー研究所から提携提案
12月 デジタル化対象期間のユタ日報の原紙の状態調査を開始
R 1. 5月 フーヴァー研究所の担当学芸員と打合せ
8月 資料貸出、デジタル化作業開始
11月 資料返却

4 公開先

邦字新聞デジタル・コレクション（スタンフォード大学フーヴァー研究所が運営）
<https://hojishinbun.hoover.org/?l=ja>（令和2年9月から公開）

5 周知方法

- (1) 広報まつもと11月号へ掲載
- (2) 松本市図書館ホームページへ掲載
- (3) 館内及び市内施設においてチラシ配布
- (4) 報道機関へ周知

6 その他

デジタルデータは松本市に寄贈されます。

担当	中央図書館
館長	瀧澤 裕子
電話	32-0099

ユタ日報 The UTAH NIPPON

がインターネットで見られるようになりました！

松本市中央図書館では、スタンフォード大学フーヴァー研究所
ライブラリー&アーカイブスと提携して、図書館で所蔵している
貴重資料『ユタ日報』のデジタル化・公開を行いました。

※大正3年(1914)～昭和22年(1947)分

ユタ日報

うねお
明治時代の末期に長野県からアメリカへ移住した寺澤畔夫氏
が、大正3年から平成3年までユタ州ソルトレークシティで発
刊した日本語新聞です。のち、妻の國子氏が跡を継ぎました。

世界大戦中も途切れる事なく発刊され、当時の社会情勢や移
民について知るうえで貴重な資料です。

平成5年に、寺澤氏の御家族から松本市へ寄贈されました。

※図書館で原紙の保管をしています。マイクロフィルムでの閲覧・
複製版書籍(昭和16～20年分)の貸出が可能です。



邦字新聞デジタルコレクション <https://hojishinbun.hoover.org/?l=ja>



フーヴァー研究所ライブラリー&アーカイブスによる、海外在住の日本人・日系人が発行した日系新聞を集めた世界最大規模のデジタルコレクションです。

閲覧のための登録は必要ありません。

『ユタ日報』はどなたでもご覧いただけます。

閲覧 ▶ 新聞名で閲覧 ▶ 米国本土 ▶ Yuta Nippō

QRコードで直接『ユタ日報』閲覧ページへアクセスできます



松本市中央図書館
マスコットキャラクター
ライブラリス



松本市中央図書館

テキスト校正作業に参加してみませんか？

邦字新聞デジタル・コレクションは、ユーザー参加型のサイトです。

新聞記事は、文書の検索を可能にするため、全文が自動で光学文字認識(OCR)されています。

しかし、新聞印刷の質・不統一な活字・OCRソフトウェア等の影響で、100パーセント正確なテキストではありません。

邦字新聞デジタル・コレクションでは、記事の検索機能を高めるために、校正ボランティアを募集しています。

利用者登録

邦字新聞デジタル・コレクションで、利用者登録を行ってください。

※ 勧誘・広告メールは送られません。

※ 松本市図書館への利用登録とは関係ありません。

※ 登録情報はスタンフォード大学フーヴァー研究所ライブラリー&アーカイブスで管理されます。



ログイン

登録後、ログインを行ってください。



校 正

① 校正したい新聞ページを選んでください。

② 「Page」タブをクリックしてください。

右側に新聞紙面の画像が、左側にテキストが表示されます。

③ ページ画像を動かすと、紙面の一部が明るく表示されます。

明るく表示された箇所をクリックすると、左側にその区画のテキストが表示されます。

④ テキストの修正したい行を選択すると、画像の同じ部分が赤い四角で囲まれて表示されます。行ごとに修正してください。

⑤ 「保存する」をクリックしてください。



周知事項 3

松本市立博物館分館の企画展の開催について

1 趣旨

松本市立博物館分館で下記のとおり企画展を開催することについて周知するものです。

2 開催内容

(1) 松本市はかり資料館 企画展「今昔はかり展」

ア 内容

11月1日の計量記念日に合わせ、市民や観光客に、はかりの必要性和計量制度について関心をもっていただくことを目的に開催している企画展です。

今年度は、日本最古といわれ幕末に福井藩で製作されたとされる木製ノギス（写真）など、珍しいノギスの歴史や便利な使い方を紹介します。

イ 期間

令和2年10月27日（火）から12月27日（日）

ウ 会場

松本市はかり資料館 第1展示室

エ 観覧料

大人200円 中学生以下は無料（通常観覧料）

担当 博物館

館長 木下 守

電話 32-0133



学都松本へ

松本は屋根のない博物館！松本の歩みと文化を知る。

松今にふれ、未来を思う。

——まるごと松本を知る旅のスタート地点です。



「学都松本」

教育委員会資料
2. 10. 22
こども部

第37回松本市青少年健全育成市民大会・
「松本子どもの権利の日」市民フォーラムの開催について

1 趣旨

松本市子どもの権利に関する条例において、11月20日を「松本子どもの権利の日」と定めているほか、長野県では、11月を「子ども若者育成支援強調月間」と位置付けています。これに合わせて全市をあげて青少年健全育成活動の一層の推進を図ることを目的に、標記大会を開催するものです。

2 期日

令和2年11月21日（土） 14時から16時まで

3 会場

勤労者福祉センター（松本市中央4-7-26）

4 主催

松本市／松本市教育委員会／松本市青少年健全育成市民大会実行委員会

5 内容

(1) 開会式・表彰式

松本市青少年健全育成市民大会表彰（松本市青少年健全育成市民大会表彰規準に基づき、個人及び団体を表彰予定）

(2) 子どもの発表

ア まつもと子ども未来委員会による市長提言

イ シニア・リーダー会活動報告

(3) 大会宣言

6 定員

100名

新型コロナウイルス感染症対策として、事前申し込み多数の場合は先着順とします。

担当	こども育成課
課長	西村 宏美
Tel	34-3291

第37回松本市青少年健全育成市民大会・ 「松本子どもの権利の日」市民フォーラム

～心豊かで健やかな青少年の育成のために 今できることから！～
～守ろう、子どもの権利 子どもたちの未来のために！～

2020年11月21日(土)

14:00 ▶ 16:00

松本市勤労者福祉センター 大会議室



後日
You Tube にて
配信予定

★市長提言

まつもと子ども未来委員会

★活動発表

松本市子ども会シニアリーダー会

主催 松本市/松本市教育委員会/松本市青少年健全育成市民大会実行委員会

後援 長野県将来世代応援県民会議

図案作成：まつもと子ども未来委員会 井寛 莉乃

11月は長野県が推進する「子ども・若者育成支援強調月間」であり、「松本市子どもの権利に関する条例」では、11月20日を「松本子どもの権利の日」と定めています。

「青少年は、地域社会からはぐくむ」という観点に立ち、明るく温かい社会環境を作るため、この機会に、子どもたちの活動に目を向け、全市をあげて青少年健全育成活動の推進を図りましょう。



日時：令和2年11月21日（土） 14：00～16：00

会場：松本市勤労者福祉センター（松本市中央4-7-26）

内容 14：00 開会式・表彰式

～ 休憩 ～

14：35 市長提言 まつもと子ども未来委員会

15：35 活動発表 松本市子ども会シニアリーダー会

15：50 大会宣言・閉会式

★入場無料

★定員 100名

★新型コロナウイルス感染予防のため事前申し込み制
参加希望の方は下記まで申し込みをお願いします



駐車場に限りがあります。公共交通機関をご利用
いただくか、徒歩・自転車等でお越しください。

お問合せ 松本市丸の内3-7 松本市役所こども育成課

TEL：0263-34-3291 FAX：0263-34-3309

E-mail：kodomo-i@city.matsumoto.lg.jp